

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	壬生町

# 壬生町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 壬生町産業生活部農政課  
所在地 栃木県下都賀郡壬生町壬生甲 3841-1  
電話番号 0282-81-1840  
FAX番号 0282-82-1107  
メールアドレス nousei@town.mibu.lg.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、鳥類（ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、カルガモ、カワウ、ゴイサギ、アオサギ、ダイサギ）、ハクビシン、アライグマ、タヌキ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	壬生町

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	—	—
ニホンジカ	水稻	被害面積17a 被害額218千円
ニホンザル	—	—
鳥類	—	—
ハクビシン	野菜類・果実類	—（※1）
アライグマ	野菜類・果実類	—（※1）
タヌキ	野菜類・果実類	—（※1）

※1 被害が小規模であるため、現状では被害面積・金額の算出ができない

### (2) 被害の傾向

本町の鳥獣被害については、以前からハクビシンやアライグマなどによる農作物被害や家屋等への糞害などの環境被害の相談・報告が多く寄せられており、捕獲件数が年々増加している。被害地域が拡大しているため、対策を講じなければ今後も被害が増加していくことが予想される。

また、ニホンジカによる水稻への食害が思川、黒川流域を中心に町北西部で確認されている。ハクビシン・アライグマ同様に、捕獲件数が年々増加していることから、農作物被害が今後増加しないよう、壬生町有害鳥獣対策協議会を中心に、壬生町鳥獣被害対策実施隊、地元猟友会、地域の自治会、栃木県南環境森林事務所及び栃木県下都賀農業振興事務所と連携を強化していく必要がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
イノシシ	—	—
ニホンジカ	被害面積 17 a 被害額 218 千円	被害面積 10 a 以下 被害額 100 千円以下
ニホンザル	—	—
鳥類	—	—
ハクビシン	—	—
アライグマ	—	—
タヌキ	—	—
合計	被害面積 17 a 被害額 218 千円	被害面積 10 a 以下 被害額 100 千円以下

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハクビシンやアライグマ対策として住民への箱わなの貸し出しを行っている。</li> <li>・令和5年度に壬生町有害鳥獣対策協議会、令和6年度に壬生町鳥獣被害対策実施隊をそれぞれ組織し、行政・猟友会・被害地域等との連携を図る。</li> </ul>	農村地域での被害把握や捕獲の取組が進められている一方で、住宅地での家屋等への被害把握や対策等が課題となっている。
防護柵の設置等に関する取組	取組なし	農作物への被害が出てきており、必要に応じて今後侵入防止柵の効果的な設置方法について検討を行う。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多面的機能支払交付金を活用している地域での、耕作放棄地の解消や管理を行い、鳥獣の生息環境の増加を防いでいる。</li> </ul>	一級河川の河川敷や山林の管理等には活用ができないため、被害地域では人の手が入っていない山林が増加傾向にあることから、山林の藪化が進み、野生動物の生息域が拡大している。今後、藪地の解消方法の検討や知識の普及が必要。

### (5) 今後の取組方針

近年ハクビシンやアライグマの生息範囲が拡大する中、ニホンジカによる水稻への食害や踏み荒らし被害が発生している。今後の被害拡大を防止する為に、壬生町鳥獣被害対策実施隊と連携し、捕獲体制を強化するとともに、捕獲数の増加を図るほか、生息環境の把握を行い、必要に応じて侵入防止柵の設置を検討する。

また、ハクビシンやアライグマ等の小型獣に関しては、農作物被害のほかに住宅地への侵入が増加していることから箱わなの貸し出しによる捕獲活動の支援を行っていく。

町西部を流れる思川において、イノシシの生息状況が確認されているため、隣接市町・関係機関と情報共有に努め、今後の生息状況について注視する。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

#### ①イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル

壬生町鳥獣被害対策実施隊、地元猟友会と連携しながら捕獲体制を強化、年間を通じて有害捕獲を行い、捕獲数の増加を図る。

#### ②鳥類

町民や地元企業からの被害の連絡を受け、壬生町が捕獲許可を出す。また、必要に応じて、捕獲等を町と地元猟友会が連携しながら行う。

#### ③ハクビシン・アライグマ・タヌキ

町民や地元企業からの被害の連絡を受け、壬生町が捕獲許可を出し、箱わなの貸し出しを行っていく。

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・鳥類・ハクビシン・アライグマ・タヌキ	特にニホンジカの日撃、被害の情報が増加傾向にあることから、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、くくり罠等の捕獲に必要な資材を購入し、壬生町鳥獣被害対策実施隊に貸し出しを行うことで、個体の捕獲を行う。 また、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、町鳥獣被害対策実施隊員や農業者等に対し、わなの狩猟免許を取得した際に、事前講習の参加費や受験費用の一部を補助し、捕獲の担い手の確保に努める。
令和8年度		
令和9年度		

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年、ニホンジカやイノシシ、ハクビシン、アライグマの生息域が拡大傾向にあり、捕獲許可が増加していることを鑑みて、捕獲数の増加を図る。また、捕獲計画数については過去の実績を基に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	5	5	5
ニホンジカ	10	10	10
ニホンザル	0	0	0
鳥類	0	0	0
ハクビシン	10	10	10
アライグマ	10	10	10
タヌキ	0	0	0

捕獲等の取組内容
<p>イノシシやニホンジカなどの大型獣の捕獲については、壬生町鳥獣被害対策実施隊員や地元猟友会の協力のもと、有資格者に対し捕獲許可を出し、くくりわなの貸し出しを行うなど、捕獲体制を強化する。また、イノシシ・ニホンジカによる農業被害が多く発生していることから、基本的には通年で罠による捕獲活動を中心に行い、安全かつ速やかに捕獲個体の止め刺しを行うためにライフル銃を使用する。</p> <p>ハクビシン・アライグマについては、被害を受けている農業者等が被害状況に応じて有害捕獲許可を取り、捕獲を実施する。町は箱わなの貸出、助言等の支援を行う。捕獲した個体の処分について、壬生町鳥獣被害対策実施隊や地元猟友会に止め刺しを依頼するほか、町でも電気止め刺し器を整備する等、捕獲者の負担とならないような体制を構築する。</p> <p>また、捕獲行為が、希少猛禽類その他の野生動物の生息に支障とならないように配慮する。</p>

### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
壬生町	許可権限の委譲済

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	整備計画なし		

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

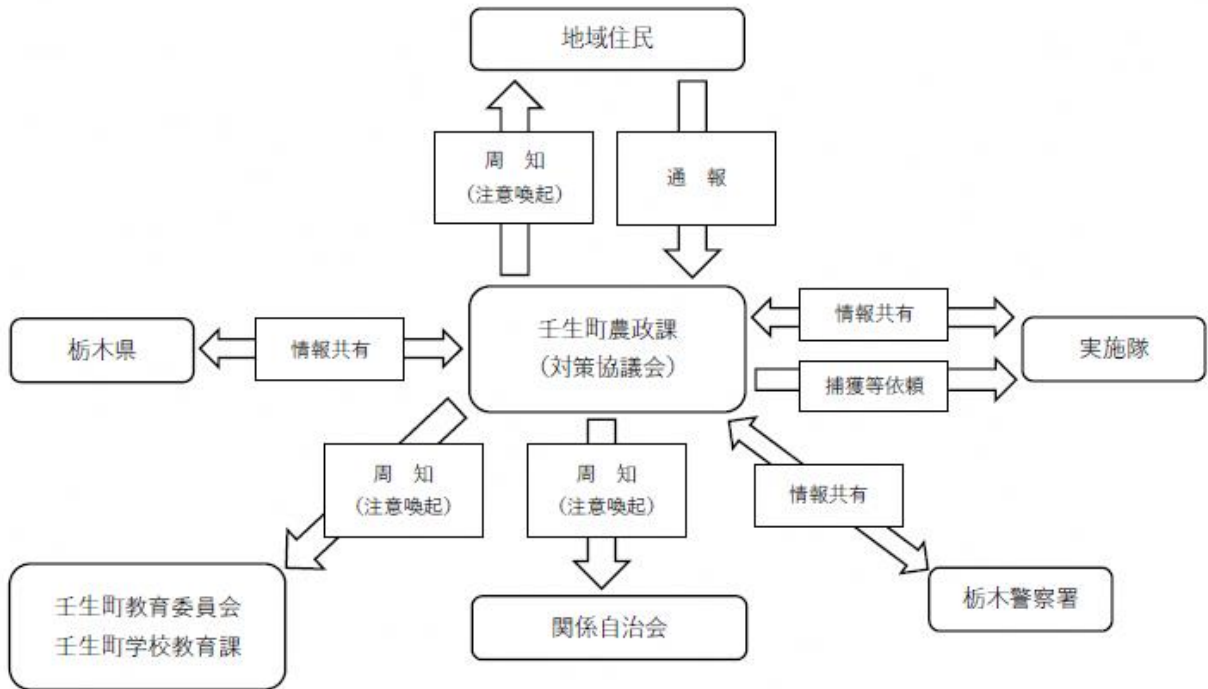
年 度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ	被害状況や生息状況の把握に努め、農作物被害等の発生を抑制できるよう鳥獣が生息しづらい環境づくりを推進する。 被害地域の住民や農業者等に対して、耕作放棄地や所有する林地・藪の草刈り、作物残渣や未収穫の農作物を農地に放置しない等の指導及び助言を行う。
令和8年度		
令和9年度		

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
壬生町産業生活部農政課	被害情報収集、連絡調整、情報提供、被害対策等
壬生町教育委員会事務局 学校教育課	小・中学校への注意喚起、児童・生徒の安全対策
栃木県	被害情報収集、情報提供、被害対策指導等
栃木警察署	被害情報収集、情報提供、地域巡回、住民の安全確保等
壬生町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲、駆除、追い払い
壬生町有害鳥獣対策協議会	被害情報収集、情報提供、被害対策、安全確保等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体は、鳥獣保護管理法に規定された基本方針等に基づき適切に処理する。壬生町清掃センターによる焼却処分を中心とし、やむを得ない場合に限り生態系に影響を与えないよう適切な方法で埋却等の処分を行うものとする。イノシシ肉及びシカ肉については、原子力災害特別措置法に基づく出荷制限があることから、駆除従事者にその旨を周知徹底し、自家消費の自粛を促す。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	壬生町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
関係自治会	農業被害に関すること
農業協同組合	被害の把握、獣害対策技術の普及
農業共済組合	被害の把握、共済加入者の獣害対策設備設置支援
栃木県猟友会	捕獲等に関すること
下都賀農業振興事務所	被害防止対策の技術的指導、情報提供
県南環境森林事務所	被害防止対策の技術的指導、情報提供
壬生町産業生活部農政課	協議会事業の実施、協議会事務、被害対策等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
栃木警察署	町民の安全対策
壬生町教育委員会事務局学校教育課	児童、生徒の安全対策
県南地域鳥獣被害対策連絡会議	情報交換及び広域的な被害対策

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和6年6月に壬生町鳥獣被害対策実施隊を設置。

組織（令和6年6月時点）：隊員数7名

職務内容：緊急及び被害発生時の鳥獣捕獲・駆除、被害調査、巡回パトロール等

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町及び県と情報を共有し、相互に連携を図り、効果的な被害対策について検討する。

被害地区が主体となり、被害状況に応じた獣害に強い地域づくりを推進する。

鳥獣の目撃や被害の情報が町全域に拡大していることから、被害防止のために住民一人ひとりの理解が必要であることから、広報誌やホームページ等により被害防止対策の普及・啓発に努める。

イノシシについては、県内で豚熱に感染した個体が確認されていることから、捕獲で使用了靴、衣類、道具、車両等の消毒を行う。また、捕獲したイノシシを現場に埋却せず搬出する場合、血液等が漏出しないようにビニールで密閉する等の防疫措置を講じながら捕獲を強化する。